

## 令和6年中標津町議会12月定例会一般質問

| 通告 | 質 問 議 員                 | 質 問 事 項                                                         |
|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | 15番 松村 康 弘<br>(P2～P4)   | 1 未来に向けて時の道しるべを整備しませんか                                          |
| 2  | 11番 江口 智 子<br>(P5～P9)   | 1 半導体・デジタル関連産業へ積極的な取組を<br>2 地域おこし協力隊を地方創生の力に                    |
| 3  | 4番 長 渕 豊<br>(P10～P13)   | 太陽光発電に対する本町の関わりは<br>1 太陽光発電の運用実態の把握について<br>2 太陽光発電が環境に与える影響について |
| 4  | 5番 平 山 光 生<br>(P14～P18) | 1 専門的知見の活用と情報発信力の強化を<br>2 交流人口の活性化を                             |
| 5  | 3番 栗 栖 陽 介<br>(P19～P20) | 1 搜索民間ボランティア団体に支援を                                              |

# 令和6年12月定例会一般質問

## 通告1

質問 未来に向けて時の道しるべを整備しませんか

答弁 中標津町全体としての取り組みを進めます

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

### 【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。未来に向けて時の道しるべを整備しませんか。

最近、様々な場面で未来の町民に向けて語り継いでいくべき事象があるのではなかろうかとの想いを強めておりまして、このテーマを一般質問といたしました。

先般、札幌中標津会に出席してまいりました。以前と比べ参加人数が減ったようで、高齢で亡くなられた方の中には、新出實元町長もおられ、このあたりの席に座られて、にこにこされておられたなと思い起こされるものであります。まさに月日の過ぎ去る様をまざまざと見せつけられる思いがございました。

そこで質問いたします。札幌中標津会の締め、ふるさと中標津という曲をみんなで合唱してまいりましたが、歌詞の中に謳われた空港に係るハマナスはどうなっているのでしょうか。

また、役場から中標津空港に至る道路には、札幌から千歳空港に至る道筋に乱立するような企業看板は1枚もございません。これはあの日本木造建築大賞を受賞した空港ターミナルビル開設時に、一村一品運動のリーダーであられた横路知事が景観の視点で問題を提起され、北海道の条例に加えられた結果、今日まで役場から空港までの道筋に企業看板が設置されないで、自然豊かな空港への景観を保っているのです。

同時に阿部善一氏によって作詞された、ふるさと中標津の2番に謳われたハマナスの植栽もされております。戦時中、海軍飛行場を建設時に中国や朝鮮半島の人々を徴用してコンクリートの滑走路が造られました。標津の海岸から運んだ砂や砂利にハマナスの種が混じっていて、それが滑走路の両側に花を咲かせました。その歴史を後世に伝えるためにハマナスは植栽されたと聞いています。

今日、そのことをどれだけの町民が承知しておられるでしょうか。市街地から役場を経



て開陽台に至る中標津大橋の欄干には、黄道 12 宮と呼ばれる、おとめ座やサソリ座のレリーフがあしらわれています。これは天の川委員会を主催し開陽台において星空観察を継続して行ってきた故菅原真一氏の活動が評価され、当時の環境庁から星空の町の称号を授与されたことにちなんで設置されたものです。

しかし、今では朝夕通う通学路にある、あのレリーフのいわれを子供たちは知りません。他にも様々に未来の町民に申し送るような町内の事象はあると思われます。

一方、町内では昨今、中標津しるべつなぎ会が活発な調査広報活動を展開しておられます。その活動に心から敬意を表するものでございます。11 月 28 日夜には、なかしべつ大学においての講義が、12 月 14 日には町民向けのフォーラムが行われます。昔、中途半端な町中標津というテーマでフォーラムが開催されたことを記憶しております。今回のテーマは、中標津らしさってなんだ？と提起されており、あれから我が町は中標津らしさを追求してきたんだなという思いをいたし、そのようなことを調査された提言が相次ぐだろうと期待いたすところでございます。

それでこの際、しるべつなぎ会の活動を契機として、このような過去にあったこと、現在進行中のことについて、短い文章で通りかかる人々に中標津の想いを綴って発信するような取組が必要ではないでしょうか。例えばそれを時の道しるべと名づけてはいかがでしょうか。教育長の御答弁をいただきます。

#### 【答弁：教育長】

松村議員御質問の未来に向けて時の道しるべを整備しませんかについて御答弁申し上げます。

昨年 12 月に文化庁長官の認定を受け、本年度から計画推進期間がスタートしました中標津町文化財保存活用地域計画で位置づけられております歴史文化の次世代への継承及び将来像の実現に向けて、文化財の保存・活用を図り、歴史文化を活かしたまちづくりに寄与することを目的に、御質問にありましたとおり、本年 3 月、町内で歴史文化の保存・活用、まちづくり、景観形成などに取り組む 5 つの団体を構成員とした中標津しるべつなぎ会が発足し、定期的に会合を積み重ね、官民協働により調査活動などを積極的に行っているところであります。

活動の一つとして、文化財情報小冊子の作成に着手しており、各種文化財情報や町の文化財の背景にある先人たちの苦勞と成功体験の物語を後世に伝える標として設定した、なかしべつ遺産「標」の価値を広く発信し、町民はもとより来訪者へ分かりやすくその魅力を伝え広めるために検討を進めている最中であり、今後、全体概要版のほか、6 つのなか

しべつ遺産「標」に基づく冊子を準備が整い次第、順次発行していく予定ですので御期待していただければと思います。

また、12月14日土曜日には、文化財フォーラム2024を開催する予定であり、活動報告やパネルディスカッションなどにより参加者の皆様の共通理解を図るなど、これからも様々な手法を用いて情報発信に努めてまいりたいと考えており、御提案のありました取組のネーミングにつきましても参考とさせていただき、活動を継続することにより見出される新たな価値や様々な事象を地域全体で共有し、保存・活用していくことで、町の固有性や魅力に磨きをかけ、先人たちの苦勞と成功体験をはじめ、有形、無形の「なかしべつらしさ」を大切に受け継ぎ、文化遺産を活かしたまちづくりに向け他の施策とも連携を図りながら、中標津町全体として取組を進め、次世代へつないでいくことを目指したいと日頃より町長ともお話ししておりますので、ここにおられる議員の皆様にも御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和6年12月定例会一般質問

### 通告2

**質問 半導体・デジタル関連産業へ積極的な取組を**

**答弁 後れを取らないようしっかり対応します**

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

#### 【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。通告に基づきまして、1、半導体・デジタル関連産業へ積極的な取組を、2、地域おこし協力隊を地方創生の力にの2点、一般質問いたします。

一つ目の質問です。千歳市で建設が進められているラピダス社に象徴される半導体産業及びそれを取り巻く関連産業は、千歳市や札幌市などの道央圏の話と考えられがちですが、北海道はその効果を全道に波及させるとし、本年3月に北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを策定しました。次世代半導体をトリガーに世界に挑む北海道と銘打ち、本道に優位性のある農林水産業や観光業などのスマート化を図るとともに、関連投資や雇用、関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込み、本道全体の経済活性化を図るとされています。

北海道議会第2回定例会の一般質問で鈴木知事は、北海道と札幌市がGX金融・資産運用特区に指定されたことから、札幌市への一極集中とならないよう、全道市町村を対象としたセミナーを開催すると答弁しました。

IT専門学校を擁する当町にあって、デジタル産業の振興に取り組むことは、学生獲得の大きな追い風になることはもとより、高等教育で身につけた技能を活かせる就職先がないという理由で戻らなかった学生のUIJターンの促進、観光・ワーケーションによる交流人口拡大など、人口減少問題や新たな雇用の創出にも直結するものとして、遅きに失することなく積極的に調査研究すべきではないでしょうか。GX金融及びデジタル産業振興に対する町長の所見を伺います。

#### 【答弁：町長】

江口議員御質問の半導体・デジタル関連産業への積極的な取組をについて御答弁申し上げ



げます。

千歳市へのラピダス社の進出や北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの策定は、北海道全体の経済活性化に向けた重要な動きでありまして、地域の基幹産業である農業や観光のスマート化が促進され、新たな価値の創出や生産性向上に寄与するものと位置づけられております。

また、道は現在、北海道全体が金融・資産運用特区の対象地域に決定されたことを受け、地域未来投資促進法による税制の支援措置などを活用しGX産業の集積を効果的に図るため、全道域を対象とした基本計画の策定に着手しています。この計画は集積地のみならず、道内各市町村のGX関連投資を呼び込むことが期待されるものであることから、地域の強みを生かしつつ新しい雇用の創出や地域ブランドの向上を図ることが可能であるのであれば、本町においてもその効果を享受すべきものと考えております。

これらの施策が本町において効果的に活用可能なものである場合は、御質問にもありますとおり、岩谷学園東北海道IT専門学校や他の高等教育機関で学んだ学生のUIJターンを促進するとともに、地域における雇用や関係人口の拡大につなげることができると期待されますことから、関連施策の進展を注視するとともに、道や関係機関と連携しながら持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：江口 智子 議員】**

11 番、江口智子でございます。再質問いたします。

本道における半導体及び関連産業については黎明期であり、各種計画を含む関連施策等、国や道の進展を見極めながら推進していくことはしかるべきであると受け止めます。その上で、当町のDX化、デジタル関連産業のニーズや適性を見極めるため、知識や経験の蓄積を図ることは無駄にはならないと思います。

本年 10 月にラピダス社の代表取締役専務執行役員を迎えて、当町で次世代半導体と北海道の未来という講演会が開催されましたが、講師の 1 人であった釧路高専副校長は、大きな発電所のない道東は電力に乏しくデータセンターの誘致には適さない。しかし、酪農地帯であることから、アグリテックや人材不足に対応するためのフードテックといった分野でスマート技術による高品質な商品のブランディングが可能ではないかと、その可能性を指摘されました。

こうしたデジタル業界に明るい方々を講師に迎え、その知見を官民挙げて学ぶなどすることで、マッチングする事業者の発掘や転入者の起業につなげる足がかりとしていくこと

は、先ほども述べたU I J ターンの促進をはじめとした人口減少対策とも親和性が高いと考えますが、この点町長はどうお考えでしょうか。

**【答弁：町長】**

再質問にお答え申し上げます。

人口減少はどんどんどんどんこれから進むのは間違いないというふうに言われておりまして、そのための事業も展開しておりますが、一方では、D X 化をですね、うまく利用した取組ってというのは非常に重要だというふうには考えております。

例えばもう既に行われておりますが、病院での遠隔診療の方法、多分これからどんどんどんどん進むのではないかと思いますし、また農業におきましても、いろんなドローンの活用でありますとか、A I を使った経営方針でありますとか、そういったものも今進みつつある状況でありますので、議員がおっしゃられましたですね、後れを取らないようにしっかりとした対応を努めてまいりたいと思いますし、そのことが町の振興発展、そしてまた新しい仕事の発掘につながるというふうに考えておりますので、今後とも努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

**質問 地域おこし協力隊を地方創生の力に**

**答弁 企業派遣型の検討と併せ幅広い制度の活用を進めたい**

1 1 番 <sup>えぐち</sup>江口 <sup>ともこ</sup>智子 議員

**【質問：江口 智子 議員】**

総務省による地域おこし協力隊の定義は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P R 等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組とされており、2023 年度の隊員数は全国で 7200 人に達しています。

当町においても、これまで 10 人以上の地域おこし協力隊を設置し、任期終了後に町内で結婚し定住となった隊員のほか、町の職員となった隊員、さらに昨年には初めて起業する隊員が現れ、町も地域おこし協力隊起業支援補助金を支出し後押ししています。

その反面、中途退職し町外へ転出したり、任期終了後の定住には結びついていないケースが多い現状となっています。家庭の事情によるものや仕事に対するやりがいを感じられないなど、その理由は様々と推察します。

西村町長は 3 期目のスタートに当たり、町政執行方針 4、未来づくりの項において、地域の魅力を高めて若者や移住者を引き寄せる施策も重要であり、本町に新しい感性や刺激

をもたらし、様々な分野で活躍が期待される地域おこし協力隊の受け入れを推進し、この地において若者が将来に夢や希望を抱くことができる環境整備を進めると述べておられます。

まずは、どのような分野でいつまでに何名程度の登用を想定されているのか伺います。

**【答弁：町長】**

江口議員御質問の地域おこし協力隊の地方創生の力に、について御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊は議員の御質問にもありますとおり、全国でこれまで7200人の隊員が地方に移住し、任期終了後もその約6割が引き続き地域の一員として活躍をしており、都市から地方への人の流れを創出する施策として、国においても注力している制度でございます。

当町におきましても、これまで15名の隊員を受け入れてまいりましたが、当町の期待と隊員の思いとのミスマッチや任期終了後の定住につなげることの難しさも感じておりまして、私の3期目の町政執行方針にて申し上げました、地域おこし協力隊の受け入れを推進していくために、現在隊員を募集する際の条件整備をはじめ、採用後における隊員との信頼関係とサポート体制の構築に向けた整理をしているところであります。

これまでの当町の地域おこし協力隊は、町の会計年度職員として任用する、いわゆる雇用型のみでございましたが、来年度に向け、地域事業者の活性化を目的とした企業派遣型の地域おこし協力隊の受け入れを検討しているところでありまして、また、当町の目的や意図に対し、個人事業主として柔軟なアプローチができる委託型や協力隊員自らの提案により地域おこし活動を行うフリーミッション型につきましても、それぞれのメリット、デメリットを整理し、幅広い制度の活用を進めてまいりたいと考えております。

御質問の今後の受け入れ人数の想定でございますが、中には50人を超える協力隊員を受け入れている自治体もございますが、当町としましては、協力隊員はそれぞれの人生における大きな決断をして移住してまいりますことから、一人一人の協力隊員に対してしっかりと寄り添ったサポートができる体制の整備と合わせて推進してまいりたいと考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

**【質問：江口 智子 議員】**

11番、江口智子でございます。

根室、釧路管内を見ても、数十名規模の地域おこし協力隊員を抱え、本人の経験や目標に沿った主体的な活動を推進している自治体も多く見られます。

また、近年では任期終了後に移住先の自治体で首長や議員になる隊員も増えてきており、11月に実施された弟子屈町議選でトップ当選された方は、7月まで地域おこし協力隊員でありました。

このように、その自治体にとって様々な分野で新しい力となる地域おこし協力隊に、当

町としても、来年度、企業派遣型という新たな形を検討しているとのこと、大いに期待をするところです。

そこで質問ですが、当町の地域おこし協力隊の採用に当たっては、3大都市圏からとされていますが、進学や就職を機に、これまで多くの当町出身者が3大都市圏に居住しています。大学を卒業し地元に戻って自分のやりたいことを形づくりたい。また、都市での暮らしを経て故郷に戻りたいと考えているなど、こうした人たちがUターンするきっかけとして、地域おこし協力隊を視野に入れてはいかがでしょうか。

**【答弁：町長】**

再質問に御答弁申し上げます。

一般社団法人移住交流推進機構が実施しております地域おこし協力隊のアンケート調査によりますと、任務地を選んだ理由としましては、地元や実家が近いという理由が第1と選択した隊員は9%であります。選ぶ理由の一つになっていた協力隊員は30%となっておりまして、いつかは地元に戻りたいと考える人にとりましては、Uターンの手段にもなっているようでございます。近隣では釧路市において、2名の協力隊がUターンで着任して活躍をしているようでございます。

本町としまして、地域おこし協力隊がUターンを考えている人にとって選択肢の一つであることをしっかりとアピールしながらですね、募集方法などを検討してまいりたいと考えております。以上です。

# 令和6年12月定例会一般質問

通告3

**質問 太陽光発電の運用実態の把握について**

**答弁 景観と環境へ十分留意し協議します**

4番 ながぶち 長瀬 ゆたか 豊 議員

【質問：長瀬 豊 議員】

4番、長瀬豊です。私は太陽光発電に対する本町の関わりということで、ちょっと多岐にわたるものですから、二つの質問に分かれてということになります。

一つ目は、太陽光発電の運用の実態の把握についてと、もう一つは太陽光発電が環境に与える影響ということの二つに分かれております。

太陽光発電は再生可能エネルギーとして国を挙げて取組が加速していますが、そのことが本町に与える影響が良いものなのか悪いものなのか、私はちょっと今、最近判断するのに迷いが生じています。

太陽光発電の現状は悪い事例として、パネルに含まれるヒ素、カドミウム、鉛、セレンなどの猛毒物質が含まれていることから、環境汚染問題が挙げられます。また、中国においてソーラーパネル製造業者の業績が、今まさに厳しい状況に追い込まれていると聞いており、製造コスト削減の影響を受け、本当に安心安全な持続可能性のある機器が設置されているのか、そのことで町民の不安の声を聞きます。

まず、当町に設置されている太陽光発電の運用実態につきましてお聞きします。

事業開始の流れとしては、不動産業者が土地を購入し事業者に売買していますが、転売や契約トラブル、さらに故障や災害による破損後に復旧されていない事例も発生しています。設置されたパネルの製造年や有毒物質の含有量、適切なりサイクルの実施など、これらの課題に対する基準である日本産業規格JISC8992などの試験結果及びメンテナンス体制の把握はなされているのでしょうかということです。

そしてもう一つは、太陽光発電が環境に与える影響についてお聞きします。

設置敷地内に河川がある場合の許可申請において、林地開発許可の前提となる河川協議はどのように行われているのでしょうかということです。



また、敷地が広大な場合、雨水の処理については側溝を整備し対応しているようですが、直接河川に流入しない対策も必要ではないかと思っています。法律的には問題ないのかもしれませんが、例えば小規模ラグーンの設置を義務づけ、ため水汚染の有無の測定など、目に見える形で安心を確認できる方法もあるのではないのでしょうか。

太陽光発電事業者は 30 年という長いスパンで計画しています。不測の事態に対応するため事業者における適切な整備は当然として、本町の景観を守り、後世に本町の大自然を残す観点からも、行政として対応が求められていると思いますが、町長の意見をお聞かせください。

**【答弁：町民生活部長】**

長渕議員御質問の太陽光発電の運用実態の把握について御答弁申し上げます。

2012 年 7 月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、固定価格買取制度、いわゆる F I T が創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発電を中心に導入が拡大しております。

一方で、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられない、また、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど種々の問題が顕在化したことから、2016 年 6 月に同法を改正し再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されております。この認定制度では経済産業省が事業計画を認定し、保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施を求め、違反時には改善命令や認定の取消しを行うことが可能とされております。

本町に設置されている太陽光発電施設の運用実態でございますが、景観法に基づき北海道及び町へ届出されたもので平成 25 年度以降 18 施設あり、延べ設置面積が約 54 ヘクタール、パネル総数が約 17 万 4000 枚、合計出力が約 2 万 7000 キロワットとなっております。

御質問のありましたパネルの規格試験結果及びメンテナンス体制については、町への届出内容には含まれていないため把握出来ておりませんが、再エネ特措法が改正され、本年 4 月 1 日より一定の要件を満たす場合、新設及び既存の施設に関わらず事業者による説明会の実施が要件化されております。当該説明会に参加する周辺地域の住民の範囲について、関係自治体に対しまして事前相談を行うこととされており、説明地域の範囲について本町として意見を述べる事ができるものであります。

また、事業者による説明会の内容としては、基本的な計画概要に加え、自然環境や生活

環境面の影響及び予防措置の観点から、騒音、振動、水質、反射光、廃棄物の撤去など多岐にわたり地域へ説明することとなっており、事業譲渡、合併や会社分割等により事業者を変更する場合にも計画変更に該当し、再度説明会を実施する内容となっております。

長渕議員の御指摘のとおり、太陽光発電に係る機器の中には有害物質が含まれているものもあり、過去には太陽電池モジュールの飛散、架台の損壊、機器の焼損など、発電設備の安全を損なう事例が報告されていますので、太陽光発電事業者に適切な保守点検及び維持管理の遵守が求められているところでございます。

また、事業終了後に発電設備が適切に撤去処分されることは、再生可能エネルギーの長期安定的な発電・自立化を促すために重要であり、再エネ特措法では、計画的な廃棄物の費用を確保するため、事業者に対して廃棄物等費用の積立てを義務化するとともに、使用済太陽光発電設備の撤去・廃棄に関しても関係法令、廃棄物処理法、建築基準法、建設リサイクル法に基づき適切に処理することを求めています。

町としましても、再生可能エネルギーの導入の推進と太陽光発電施設の円滑な運用に向けて、関係行政庁と連携しながら対応を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【答弁：町長】

長渕議員御質問の2点目、太陽光発電が環境に与える影響につきまして御答弁申し上げます。

太陽光発電に限らず事業者等が何らかの開発を行う場合、各種法令に基づく基準やルールに則り手続が行われておりますが、太陽光発電施設の設置予定地に河川がある場合などにおいて事前協議を行った後に、正式に河川協議を行う流れとなっております。

また、雨水排水処理につきましても、森林伐採を伴う場合は河川に流入する雨水の量が増加し河川の流下能力を超過してしまう懸念がありますので、河川協議の中で流量計算により影響がないと示していただく必要があります。それが満たせない場合には必要に応じて小規模ラグーン、いわゆる調整池の設置が行われる場合もあると考えております。

雨水排水計画に不備や疑義が生じる、あるいは懸念される場合は、事業者等と改善や対策について協議を行う必要がありますが、法的に問題がない計画内容に対しまして、本町独自に調整池の設置を義務づけることは難しいものと考えております。

また、河川の水質につきましては、太陽光発電に係る住民説明会において、国の環境基準の適合について説明を行うことが位置づけられておりますことから、事業者側として水質調査が行われるものと認識しておりますが、住民不安の解消の観点からも、必要に応じ

て本町として水質調査の実施を求めるといった要請を検討してまいりたいと考えております。

現在、太陽光発電設備の計画認定など、経済産業省・資源エネルギー庁が所管しており、事業者は各種法令に基づき国や電力会社などと手続を進めることとなりますが、本町が事業者と協議する場面においては、住民不安の解消、景観や環境への配慮、有事の際の対応など、十分留意するよう協議してまいります。

議員御指摘の町民の安全で安心な生活環境を守ること、有事の際の太陽光発電施設への不安解消、また、景観や自然の保全は非常に重要な視点であると考えております。今後も景観法に基づく景観行政団体として、本町の景観と自然環境を守りながら業者等による太陽光発電の土地利用開発、いわゆる保全と開発のバランスを念頭に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：長渕 豊 議員】**

再質問させていただきます。4番、長渕豊です。

町長がこれから水質調査の実施を求めるといったことも検討していくというすばらしい答弁をいただきました。今まさに本町でも協議している案件がございます。その中で河川協議は今までに行った事例、実績があるかということをお聞きしたいのと、それらについて我々も、これからの地域住民説明会において質問する内容の材料としていきたいというように思いますので、事例がありましたら教えていただきたいと思います。

**【答弁：建設水道部長】**

建設水道部長の中野でございます。ただいまの長渕議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず実績があるかどうかということでございますけれども、設置を予定している場所の中に河川が入っている状況の場合につきましては、事前に河川協議を必ず行っておりますので実績はございます。

それから、いろいろと町民の方も御心配になられていることと思いますので、前段で、入りの段階で、必ずそういった協議が行われておりますので、そういった情報も開示できる部分と出来ない部分とございますが、何かございましたら担当の窓口の方に御相談いただければと思いますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

## 令和6年12月定例会一般質問

### 通告4

**質問 専門的知見の活用と情報発信力の強化を**

**答弁 企業派遣型の地域おこし協力隊の受入れを検討しています**

5番 ひらやま ひろみ  
平山 光生 議員

#### 【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生でございます。専門的知見の活用と情報発信力の強化について質問させていただきます。

現在、本町の魅力や取組を発信する広報活動は積極的に実施されてはいますが、相手に魅力が伝わりきれていないという時点で十分な効果を挙げているとは言えません。SNSやホームページ、各事業において、特に改善が求められる点は何なのか、情報発信力の強化を図るには具体的にどのような分野やスキルを持つ人材が必要なのか、求める人材を確保するにはどうしたらいいのか、分析し対策する専門的な人材が必要です。



総務省の政策である地域力の創造・地方の再生では、地域おこし協力隊・地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業・地域力創造アドバイザー・地域活性化企業人・地域プロジェクトマネージャー等、定住定着を図る取組だけではなく、企業の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組に要する経費に対し特別交付税措置を講ずる多様な支援を行っています。

もちろん、これまでも本町で活用していますが、今までの活用実績を成果につなげる、これまでとは違った人材や雇用体系、必要な人材確保のための情報発信力の強化も必要ではないでしょうか。

例えば、安平町では地域おこし協力隊アドバイザー派遣の活用により、募集者が伝えたいことではなく、応募者に伝わることを重視した募集情報の発信に成功し募集枠を超える応募者を確保しています。苫小牧市ではデジタル化推進を担う企業人が派遣され、観光プロモーションに貢献、小清水町や鶴居村が地域活性化企業人制度を活用し防災や観光分野で実績を挙げています。

情報発信の強化を通じた観光誘致や移住促進、地域ブランド化について、町長の見解を

お聞かせください。

**【答弁：町長】**

平山議員御質問の専門的知見の活用と情報発信力の強化を、について御答弁申し上げます。

インターネットやSNSの普及によりまして、必要な情報を簡単に入手することができる一方で、情報過多の時代の中で本町の発信する情報が埋もれてしまい、議員御指摘のとおり、その魅力や取組を十分に伝え切れていないという課題を感じるところであります。

本町の魅力などを効果的に発信するためには、情報を受ける側に響くコンテンツの研究も必要となりますが、そのためには組織の外から見た新しい視点やアイデアが求められるところでありまして、専門性や客観的視点を持つ外部人材の活用は有効な手段と考えております。それにより効果的な発信が期待できるだけでなく、多様な町民に対して分かりやすく情報を伝えることは町への愛着を高め、それに町外の方への情報発信力の強化につながることも期待出来ます。そのような専門的スキルや柔軟な発想を持った人材を本町に呼び込むためには、議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊制度や地域活性化企業人制度といった総務省の制度を活用することも効果的であると考えております。

本町としましても来年度に向けまして、企業派遣型の地域おこし協力隊の受入れを検討しているところでありますので、地域活性化を目的とした派遣先企業との連携協力のもと情報発信の強化を図り、都市から地方への人の流れの創出による地域の活性化、関係人口、交流人口の拡大を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**【質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

企業派遣型の地域おこし協力隊の受け入れにより情報発信の強化を検討している点に対して、様々な分野における効果を期待するところではありますが、求める人材確保のための募集内容の整備など、行政内部の要望の収集、助言、対応までいただけるような事項は、業務内容として検討されているのでしょうか。

**【答弁：町長】**

はい、再質問にお答え申し上げます。今議員がおっしゃった部分につきましても、十分対応できるように努力しまいたいと考えております。

## 質問 交流人口の活性化を

### 答弁 町有会館の宿泊営業の実施は考えていません

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

#### 【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。交流人口の活性化について質問させていただきます。

本町には体育館をはじめ文化会館、温水プール、武道館、運動公園など様々な文化スポーツ大会が開催できる施設があります。

しかし、大きな大会を開催するとなると宿泊施設が不足してしまうことや、合宿を検討したけれど適した宿泊施設が空いておらず開催地を変更したなど、少年団や学校をはじめ、子供たちの遠征に適した部屋や和室を保有する宿泊施設は僅かとなっている現状があります。

そこで現状を打破するためにも、町内にある町有会館や町内会館の簡易宿所営業登録をしてみたいでしょうか。町内には町有会館や町内会館等、簡易宿泊営業の条件に近い施設が 20 棟以上あります。条件を満たさない大きな要因は入浴設備となりますが、シャワー設備のみでも可能であり、また、半径 500 メートル以内に公衆浴場がある場合は設置がなくてもよいと条件を満たしそうな会館は幾つかある状況です。

他にも関係団体との協議や施設調査、町内会館においては委託契約内容の改定が必要ではあり、全ての施設とはいかないと思いますが、施設情報の一括管理と公開を行うことで本町の課題解決につながる可能性があります。

また、町有会館の中には指定避難場所に指定されている施設もあります。シャワー設備の設置は発災時に町民の衛生環境の向上につながる観点からも、決して無駄な設置にはならないと考えます。

開催できる文化スポーツ大会や合宿が増加すると、子供たちの心身の強化、技術の向上につながるだけでなく、交流人口の増加による経済効果、町内会の活性化、財源の確保につながる事項だと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

#### 【答弁：町長】

平山議員御質問の交流人口の活性化について御答弁申し上げます。

宿泊施設の不足につきましては議員御指摘のとおりでございます。本町の特性として、特にビジネス客層の需要が多く、コロナ禍の影響により落ち込んだものの回復いたしまし

て、季節的な変動もありますが、宿泊予約が取れないといった声も聞かれています。

議員御提案の町が所有する町有会館における簡易宿所営業登録でございますが、以前より許可基準が緩和されているものの、宿泊施設として最低限備えなければならない入浴施設の設置や寝具の具備、清掃や管理体制の確立、事故やトラブル発生時の緊急時の対応、料金設定など課題は多い状況にあります。簡易宿所営業登録を行う場合、既存で営業されております宿泊事業者との兼ね合いも十分配慮する必要があることなどから、宿泊施設の不足問題として町有会館の旅館業法による宿泊営業の実施については、今のところ考えてはおりません。

宿泊施設が不足する課題につきましては、大会主催者などからの情報を宿泊事業者に事前に共有し連携を図るなど、町全体で取り組む必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**【質問：平山 光生 議員】**

5 番、平山光生です。再質問させていただきます。

確かに簡易宿所営業登録には町長がおっしゃるように課題がある状況です。しかし、既存の宿泊業者とのすみ分けが可能ではないかとの意見も聞いておりますし、業務内容の委託も検討可能だと思われます。

何より、子供たちの文化スポーツを通じた経験は、学校行事とはまた別のふるさと愛につながり、Uターン、Jターンの動機となり得る貴重な経験となります。

また、子供たちが町内会と関わりを持つことで加入率の向上や高齢化に伴い会館の管理運営が難しくなっている現状の解決にもつながると考えます。

そして、町長は3月の施政方針で、各種運動施設のPR活動を展開し各種大会の開催や合宿の誘致など、積極的な利用促進に努めるとおっしゃり、9月の町政執行方針では、施策の基本となる考えは集まるまち、つながるまちとした中標津らしさを維持していくこととおっしゃっていました。

今まで以上に集まるまちとしていくためには、宿泊事業者への事前共有連携だけでは解決出来ないと考えますし、この取組は集まるまち、つながるまちの一助となり得る取組だと考えますが、町長は施策の基本には関係しないことだとお考えなのでしょうか。教えてください。

**【答弁：町長】**

再質問にお答え申し上げます。

中標津町が今後発展していくためには、集まるまち、つながるというのは非常に重要なキーワードでありますし、それをしっかり実践するようにというのも日頃私が述べていることは間違いございません。

それとその宿泊の部分でございますけれども、周辺の距離の間隔を申し上げますと、大規模な宿泊があれば1番近いのが川湯でございますけれども、1時間半程度、そのくらいで通える範囲であれば、そんなに問題ではないのかというふうに思っているところでありますし、何が何でも全て全部中標津に泊まってもらわなきゃいけないというようなものでもないと思いますし、これ共存共栄する中では、地域の中の圏域の中の連携でも非常に重要でありますし、そういう部分に助けてもらいながら、町が成り立っているっていうことをうまくアピールしながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

したがいまして、現在、町の中での町有施設の簡易宿所営業につきましては、現在、最後になりますけれども、考えなくてもよろしいのではないかというふうには判断しているところであります。

# 令和6年12月定例会一般質問

通告5

質問 搜索民間ボランティア団体に支援を

答弁 必要に応じ協力をお願いします

3番 栗栖陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。私は搜索民間ボランティア団体に支援をということについて質問いたします。

町内で発生した子供の搜索事件があった中で、ある母親の言葉を思い出しました。初めて子供が行方不明になったとき、どうしていいか分からずパニックになりました。警察に搜索願を出すにしても、搜索中にひょっこり帰ってきても恥ずかしいし、でも、民間の団体なら気軽に頼みやすいよね。だから、民間の団体があればどれだけ心強いかと。

釧路にはたんぽぽの会という徘徊老人を支えるボランティア団体があります。その会のように徘徊老人の搜索をしてもらい、変質者が現れたときには見回りをしてもらおうのです。こういう住民の支え合いの取組が住民自治であり共助であります。

現在、民間の団体を立ち上げようと動き出している人たちがおります。令和元年の町民アンケートでは中標津町に住み続けたいと思う人は81.9%いました。町民が安心安全なまちになるためには民間の努力の共助、そして、町で支援する公助があって、その積み重ねの先に中標津町に住み続けたい人がさらに増えるのではないのでしょうか。

ちなみに令和元年の町民アンケートで、町民と行政が協力してまちづくりが進められているかについては、そう感じないは48.6%と半数近い結果となっております。

これらの話を踏まえた上で質問いたします。実際に民間の搜索ボランティア団体が必要であるとの声もあり、それを町で支援することが必要と感じておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。



【答弁：町長】

栗栖議員御質問の搜索民間ボランティア団体に支援をにつきまして御答弁申し上げます。

高齢化の進行や核家族化等の社会環境の変化により、特に認知症高齢者の徘徊事例等が増加することが予測され、速やかな発見と保護を図るとともに日常の中での見守り支え合いを促進し家族の安心感も高めることで、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの促進を図っていくことは大変重要なことであります。

平成6年に全国に先駆け認知症高齢者を介護する家族会、釧路地区障害老人を支える会、たんぽぽの会が中心となって行政や民間企業と連携し、徘徊する認知症の高齢者を早期に発見保護する釧路地域SOSネットワークを立ち上げ、この事例をもとに、現在では北海道が主体となり道内全ての圏域で同様のシステム構築が進み、中標津保健所管内におきましても、高齢者、または障害のある方が徘徊等により行方不明になった場合は、地域の関係機関等が連携し行方不明になった方を早期発見保護する、中標津保健所管内SOSネットワークが構築されているところであります。

家族が行方不明に気づき中標津警察署に公開搜索を依頼すると、搜索対象者の特徴を知らせるSOS手配書がネットワーク構成機関へ一斉に送られ、さらにFM中標津放送により一般住民への呼びかけも行われます。構成機関には中標津保健所管内の自治体、消防署、郵便局、介護福祉関係機関、ハイヤー協会やバス会社などが参画しております。中標津保健所管内の自治体、地域包括支援センターでは警察署の要請を受けて、行方不明となった徘徊高齢者などの搜索活動に協力し、必要に応じて居宅介護支援事業所などへ協力を要請いたします。

行方不明者の搜索におきましては、警察の指揮下において活動することが捜査の一元化からも好ましく、また、犯罪との関連など警察の専属的な任務と判断されますので、その指示に従ったほうがよく、要請に基づく活動範囲にとめるべきと考えております。

そうしたことから搜索民間ボランティア団体への支援につきましては、中標津保健所管内SOSネットワークの構成機関に加わっていただくことで、高齢者、または障害のある方が行方不明となった場合の搜索活動の際に、町と情報提供することで連携を図りたく、また、必要に応じて搜索への協力をお願いしたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。